# 道路運送車両法関係手数料規則 （平成二十八年国土交通省令第十七号）

#### 第一条（審査試験項目及び審査試験項目別費用額）

道路運送車両法関係手数料令（以下「令」という。）第三条第二項の表一の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。

##### ２

令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。  
この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「十一万六千円」とあるのは「三十三万七千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」とする。

##### ３

令第三条第二項の表三の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第二の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第二の下欄に掲げるとおりとする。

##### ４

令第三条第二項の表四の項下欄第二号の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同号の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。  
この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定改造等自動車審査試験項目別費用額」とする。

#### 第二条（能力審査に係る手数料）

令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

* 一  
  次号に掲げる者以外の者  
    
    
  六百五万七千円
* 二  
  法第九十九条の三第八項第一号に掲げる審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者  
    
    
  五百九十二万千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

##### ２

法第九十九条の三第一項の許可を申請しようとする者が、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）第二条第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けた者である場合には、前項の規定にかかわらず、令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、零円とする。

#### 第三条（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

* 一  
  別表第一第一号上欄に掲げる自動車審査試験項目令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定共通構造部（以下「指定特定共通構造部」という。）を有する自動車の型式について指定を申請する場合には、三万三千円
* 二  
  別表第一第二号から第百三十三号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

#### 第四条（特定共通構造部の型式の指定に係る手数料の減額）

令第三条第二項の表備考第二号の規定により減額することができる額は、指定特定装置を取り付けた特定共通構造部の型式について指定を申請する場合には、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額とする。

* 一  
  特定共通構造部審査試験項目のうち当該指定特定装置を取り付けることにより試験を行う必要がないものの特定共通構造部審査試験項目別費用額の合計額
* 二  
  一万四千円に当該指定特定装置の数を乗じて得た額

#### 第五条（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

令第三条第二項の表備考第三号の国土交通省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当することを証する書類とする。

* 一  
  申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた自動車が、法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けたものであること。
* 二  
  申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた装置を取り付けた特定共通構造部が指定特定共通構造部であること。
* 三  
  申請に係る改造のためのプログラム等が組み込まれた特定装置が指定特定装置であること。

##### ２

令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

* 一  
  前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から一万四千円を減じた額
* 二  
  前項第二号又は第三号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

# 附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附則（平成二八年四月一三日国土交通省令第四三号）

この省令は、平成二十八年四月二十日から施行する。

# 附則（平成二八年六月一七日国土交通省令第五〇号）

##### １

この省令は、平成二十八年六月十八日から施行する。  
ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第十七条第三項の改正規定、第三条の規定及び第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第二の改正規定（別表第二第十七号の次に五号を加える部分（第十七号の六に係る部分に限る。））は、平成二十八年六月三十日から施行する。

# 附則（平成二八年八月三一日国土交通省令第六三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年九月一六日国土交通省令第六四号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二八年一〇月七日国土交通省令第七三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条中道路運送車両の保安基準第四十三条の六の次に一条を加える改正規定、第三条の規定及び第五条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定（第百二十二号の次に一号を加える部分に限る。）は、平成二十八年十月八日から施行する。

# 附則（平成二八年一一月一五日国土交通省令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十八年十二月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条の規定、第二条中道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項の改正規定及び第六条の規定公布の日  
    
    
  第一条の規定、第二条中道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項の改正規定及び第六条の規定公布の日

# 附則（平成二九年二月九日国土交通省令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年二月九日から施行する。

# 附則（平成二九年六月二二日国土交通省令第三九号）

##### １

この省令は、平成二十九年六月二十二日から施行する。

# 附則（平成二九年一〇月一〇日国土交通省令第六一号）

##### １

この省令は、平成二十九年十月十日から施行する。

# 附則（平成三〇年一月三一日国土交通省令第五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日国土交通省令第一二号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年七月一九日国土交通省令第五九号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一〇月一六日国土交通省令第八〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一〇月三日国土交通省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年一〇月一五日国土交通省令第四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和元年十一月十五日から施行する。

# 附則（令和二年一月三一日国土交通省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年三月三一日国土交通省令第二〇号）

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

# 附則（令和二年四月一日国土交通省令第四一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年八月五日国土交通省令第六七号）

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和二年十一月二十三日）から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第二条中道路運送車両法関係手数料規則第二条第二号ロの改正規定（「法律第百八十五号」を「法律第百八十五号。以下「法」という。」に改める部分を除く。）  
    
    
  公布の日
* 二  
  第三条の規定  
    
    
  令和三年十月一日

# 附則（令和二年九月二五日国土交通省令第七八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和二年一二月二五日国土交通省令第一〇〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和三年一月二十二日から施行する。